

第2章 第一種電気工事士免状の交付申請について

1 第一種電気工事士免状の取得要件

次の要件1～要件3のいずれか一つに該当する者でなければ、第一種電気工事士(以下「第一種」という)の免状を取得することはできない。

	試験合格者又は資格者	実務経験
要件1	第一種試験の合格者	電気工事の実務経験を <u>通算3年以上</u> 有する者 *実務経験として認められる電気工事(12ページ参照)
要件2	高圧電気工事技術者試験の合格者	<u>試験合格後</u> 、電気工事の実務経験を <u>通算3年以上</u> 有する者 *実務経験として認められる電気工事(12ページ参照)
要件3	電気主任技術者免状の交付を受けた者 又は電気事業主任技術者の資格を有する者	<u>有資格者となった後</u> 、次のいずれかの実務経験を <u>通算5年以上</u> 有する者 *実務経験として認められる電気工事(12ページ参照) *事業用電気工作物の維持及び運用に関する業務

【用語の説明】

- “高圧電気工事技術者試験の合格者”とは、次のいずれかの者をいう。(以下「高圧電気工事技術者」という。)
 - * 昭和34年～昭和36年までに(社)日本電気協会が行った高圧工事技術者試験に合格し、経済産業大臣から「電気工事技術者検定合格証書(検定区分が高圧のものに限る)」の交付を受けた者
 - * 昭和37年～昭和59年までに(社)日本電気協会が行った高圧工事技術者試験に合格し、(社)日本電気協会から合格証書の交付を受けた者
 - * 昭和60年～昭和62年までに(財)電気技術者試験センターが行った高圧工事技術者試験に合格し、(財)電気技術者試験センターから合格証書の交付を受けた者
- “電気主任技術者免状の交付を受けている者”とは、次のいずれかの免状を経済産業大臣から交付されている者をいう。(以下「電気主任技術者」という。)
 - * 第1種電気主任技術者免状
 - * 第2種電気主任技術者免状
 - * 第3種電気主任技術者免状
- “電気事業主任技術者の資格を有する者”とは、次のいずれかの要件に該当する者をいう。(以下「電気事業主任技術者」という。)
 - * 旧電気事業主任技術者資格検定規則(昭和7年12月1日施行)に基づき、経済産業大臣から(第1種、第2種、第3種)電気事業主任技術者検定合格証書を交付された者
 - * 第1種電気事業主任技術者資格のある学校”を卒業した者
 - * 第2種電気事業主任技術者資格のある学校”を卒業した者
 - * 第3種電気事業主任技術者資格のある学校”を卒業した者